

# 下水道事業受益者負担金制度のお知らせ



## 1 倶知安町の公共下水道

倶知安町の恵まれた自然環境を生かした美しい町づくりを目指して、都市環境整備を積極的に進めるため、昭和55年度より下水道事業に着手し、平成元年9月から下水道の供用開始を行い水酸化が可能になりました。以来、現在も継続工事を進め、快適な生活環境を図れるよう整備を行っています。

町では下水道の全体計画に基づき、1日も早い普及を願いながら町民の皆さんのご理解とご協力を得て、引き続き整備区域の拡大を進め施設の充実を図っていき、一人でも多くの方々が下水道を使用することができるようになりたいと考えています。

## 2 受益者負担金制度について

下水道が整備されることによりその地域の生活環境は著しく向上し、下水道のない地域に比べ土地の利用価値が大きく上がります。しかし、これらの恩恵を受ける方は下水道が完備された地域の方々に限ります。下水道事業の費用を税金だけで賄おうとすれば、下水道のない地域の方々との間に著しい不公平を招く事になります。

そこで下水道を整備することで恩恵を受ける方々に公共下水道事業に要する費用の一部を負担していただき、1日も早く一人でも多くの町民が下水道の恩恵を受けることができるように、その建設をさらに促進しようというのが「受益者負担金」制度です。ご理解とご協力をお願い致します。

## 3 受益者の申告

毎年、3月中旬に下水道を整備した区域の土地所有者の方に「受益者申告書」を送付致します。この申告書には、あらかじめ公簿による土地所有者、地番、地積を記入していますので確認の上、申告してください。その土地に地上権や賃貸借等の権利をお持ちの方（権利者）がある場合には土地の所有者と権利者が相談の上で受益者を決定し、申告してください。

## 4 負担金の額及び納付方法

負担金の額は、「土地の面積×1㎡当たり390円＝負担金」です。5年間でこれを年4期に分けた計20回の分割によって、納付することになります。「納入通知書」は毎年5月上旬に1年分（4期分）を送付致しますので、役場窓口または町内各金融機関等において納めていただくことになります（全額を一括して納めることもできます。）。

なお、負担金はその土地に対して1回限りの賦課となります。



## 5 受益者に変更があった場合

土地の売買や相続等で受益者が変更になる場合は、「下水道事業受益者異動申告書」を提出してください。

問合せ

倶知安町役場 水道課 下水道係

TEL 0136-56-8014 FAX 0136-21-2084

MAIL gesuido@town.kutchan.lg.jp